

## 北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、本市の特産品である日本酒、ワイン、ビール等を始めとした酒づくり文化の認知度及び魅力の向上を図るため、酒づくり文化の発信、観光、体験、農産物の直売所での買物等を盛り込んだ本市を巡るツアーの提供（以下「酒づくりツアー」という。）を行う事業者に対して、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、酒づくりツアーを行う事業者であって、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業若しくは旅行業者代理業又は同法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するときは、補助対象者としなない。

(1) 日本国内に営業所がないとき。

(2) 市税、市債務その他徴収金を滞納しているとき。この場合において、申請の際に市内に住所を有しない補助対象者にあつては、住所地において区市町村税を滞納していないときとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、酒づくりツアーを行う事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する費用であつて、別表の左欄に掲げる費用とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める補助基本額と同表の右欄に定める限度額を比較して少ない額とする。

2 前項の規定により、各区分に応じ、算出した補助金の額を合算した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を実施する20日前（その日が北杜市の休日を定める条例（平成16年北杜市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その前日とする。）までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 旅行業法第3条に規定する旅行業若しくは旅行業者代理業又は同法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録を受けた事業者と確認できる書類
- (4) 納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定に基づく審査を行った結果、補助金を交付しないことを決定したときは、北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 補助金の交付は、同一申請者につき毎年度1回限りとする。

(変更等の承認)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 別表左欄に掲げる各区分相互間における30パーセント内の流用。ただし、同表右欄に掲げる限度額を超えない範囲の交付決定額に変更が生じない流用に限る。
  - (2) その他市長が認める軽微な変更
- 2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否

を決定し、北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日(その日が休日である場合は、その前日とする。)までに、北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実績が分かる書類
- (2) 収支決算書
- (3) 支出に係る領収書の写し
- (4) 広告の内容が分かる書類(ツアー広告の補助を受ける場合に限る。)
- (5) 補助対象事業の実施状況が分かる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び補助金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金交付確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第7条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業者が旅行業法第19条又は第27条の規定により、同法第3条に規定する旅行業若しくは旅行業者代理業又は同法第23条に規定する旅行サービス手配業の業務の停止を命じられたとき、又は当該旅行業、旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の登録を取り消されたとき。

(5) 旅行業法第3条に規定する旅行業又は旅行業者代理業の登録がある補助事業者が、補助対象事業が完了する前に同法第20条の規定により、当該旅行業又は旅行業者代理業の登録を抹消されたとき。

(6) その他市長が補助金の交付決定を取消しすべき事由があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定を取り消した場合は、北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して北杜市酒づくり文化体験機会創出事業費補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を整備し、補助対象事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	補助基本額	限度額
バス、タクシー等借上げ費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	15万円
協力事業者受入費(酒づくり文化の観光若しくは体験を行うために事業者を支払う体験又は案内に係る費用をいう。バス、タクシー等借上げ費及びツアー広告費は除く。)		10万円
ツアー広告費		10万円